

令和3年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和3年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務」の公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施に関して、企画提案者の創造性、企画力及び業務経験等を適正に審査し、本業務の内容に最も適した受託者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務名

令和3年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務

2 業務の背景と目的

篠路駅周辺地区は、平成25年度に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、地域交流拠点として位置付けられている北区北部の重要な地区である。

当地区では、現在、土地区画整理事業や鉄道高架事業などの社会基盤整備が進んでおり、これらの社会基盤整備事業に併せて、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動を実現することで、にぎわい創出や活性化に資するまちづくりを目指している。

これらの実現に向けた検討・取組として、平成28年度には「篠路まちづくりワークショップ」を開催し、地域交流拠点としての在り方について検討し、平成29年度には地域の思い描く篠路の将来像を取りまとめるとともに、土地区画整理事業区域内の土地利用における市場の需要を調査（以下、「土地利用需要調査」という。）した。平成30年度には、地区に存在する低未利用な市有地（図1参照）を主な対象として、地区に求められる都市機能とその集積の実現可能性の調査・検討を行った。令和元年度には、土地区画整理事業の実施が予定されている篠路駅東側の駅前（図1参照）を対象地とし、民間事業者との意見交換などを通じて開発モデルの素案を作成するとともに、地域のまちづくりに対する機運醸成を図るためのパネル展を実施した。令和2年度には、低未利用地等の利活用や地域主体のまちづくり活動を中心とした、新たなまちづくりの方向性を示すため、新たなまちづくり計画の策定に着手した。

本業務では、令和2年度に引き続きまちづくり計画の策定に係る検討を進めるととも

に、策定にあたって必要な作業、取組み（地域協議会及び検討委員会の運営補助、市有地の利活用に係る検討、地域主体のまちづくり活動の実現に向けた機運醸成）を行うことを目的とする。



図1 社会基盤整備概要図

3 対象地

篠路駅周辺地区（駅から概ね1km圏内の範囲を想定）

4 業務内容

(1) まちづくり計画案の作成

- ・令和2年度に作成した計画素案について、地域協議会や検討委員会での議論内容等を踏まえて修正作業を行い、計画案としてまとめる。

※地域協議会や検討委員会は3か年にわたり全部で各5回（令和3年度は各3回）の開催を想定しているが、秋ごろ開催予定の第3回までに内容に関する議論を終えて、計画案をまとめることを想定している。

ングや意見交換などを行い、開発実現に必要な条件整理を行う。

※過年度（平成29～令和2年度）に行った篠路駅前、市有地の開発に係る調査検討の結果を踏まえて進めること。

(4) 地域主体のまちづくり活動支援（機運醸成）

- ・将来的な地域主体のまちづくり活動の実現に向けて、まちづくり計画策定と連携しながら、地域住民（子どもから高齢者まで幅広く対象を想定）がまちづくり活動に興味、関心を持つ契機となるような取組のほか、住民同士の繋がりづくりや交流を促すような取組を企画検討し、実施の支援と効果の検証を行う。なお、現時点で想定している取組内容は下記のとおりであるが、地域協議会及び検討委員会での議論や、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえて取組内容を検討する。

ア 市有地等の屋外空間を活用した取組

- ・時期：7月～10月（目安）
- ・屋外空間活用のモデルケースとして試行的な取組を複数回実施する。幅広い地域住民が興味を持てるもので、コロナ禍でも実施しやすい取組とする。

イ オンラインを活用した取組

- ・時期、回数：随時
- ・オンラインを活用して、地域住民の交流促進、地域情報の発信などを要素とした取組を検討する。

5 企画提案を求める項目

(1) 業務の実施方針

本業務を実施するにあたり、業務に取り組む上での方針や実施体制などについて提案を求める。

(2) 市有地の利活用に係る検討の企画案

4(3)の業務を実施するにあたり、将来的な民間開発の実現に向けて、民間企業等との意見交換や意向確認に係る企画案について提案を求める。

(3) 地域主体のまちづくり活動支援（機運醸成）の企画案

4(4)の業務を実施するにあたり、具体的な取組内容とそのプロセス（検討から実施・検証に至るまで、どのような視点を持ち、どのように進めていくか）の企画案

について提案を求める。

(4) 独自提案

本業務の目的達成に資する独自の取り組みがある場合は、提案を求める。

6 業務規模（契約限度額）

9,200千円程度（消費税及び地方消費税を含む）

※告示時点で令和3年度予算は確定していないため、予算の修正により業務の委託が不可能となった場合には、実施しない場合がある。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※新型コロナウイルス感染症の拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合、市と受託者が協議したうえで契約前または業務履行中に業務内容、契約金額等を変更する可能性がある。

7 成果品

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 電子データ 一式

8 履行期限

令和4年3月23日（水）

9 参加資格

企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件をすべて満たした者。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(5)～(7)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。また、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか1者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等

経営状況が著しく不健全でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市競争入札資格者名簿において、大分類が「建設関連サービス業」又は「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注したまちづくり計画の調査、策定等に関する業務を履行した実績があること。
- (6) 土地利用や都市開発に係る企画、構想検討などの実績があること。
- (7) エリアマネジメントなどの地域主体のまちづくり活動に係る企画、調査、支援などの実績があること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

10 一般事項

- (1) 事務局（企画提案書等の提出先、質問の宛先及び関連資料の請求先）

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎4階

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課

TEL：011-211-2706 FAX：011-218-5113

E-mail：jigyousuishin-kei@city.sapporo.jp

H P：<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/partnership/shinoro/r03kikaku.html>

- (2) 公募型企画競争の日程

ア 公募開始（告示） 令和3年3月26日（金）

イ 質問受付期限 令和3年4月16日（金）17時必着

ウ 企画提案書等の提出期限 令和3年4月23日（金）15時必着

エ プレゼンテーション審査 令和3年5月12日（水）（予定・後日通知）

※ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、上記のスケジュールを変更する
場合がある。

- (3) 質問の受付等

ア 企画提案書等の作成に関して質問がある場合は、質問受付期限までに、事務局

宛てにE-mailにて行うこと（電話や来庁による質問には回答しない。）。

E-mailには、【篠路プロポ】の文字を必ず件名の冒頭に入れること。また、団体名及び担当者氏名を明記すること。

イ 質問を受け付けた後、随時、E-mailにて各質問者に回答する。

ウ 質問受付期限の到達後、全ての質疑応答の内容を事務局ホームページで公表する。なお、公表にあたっては、質問を行った団体名等は公開しない。

(4) 提出書類

ア 企画提案書等の構成

正本は、以下の(ア)～(オ)の構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下の(イ)～(オ)の構成とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をクリップで留めすることとし、ホチキスは使用しないこと）。

(ア) 企画競争参加申込書（様式1）

(イ) 業務従事者等一覧（様式2）

(ウ) 業務受託実績一覧（様式3）

(エ) 企画提案書（様式自由、A3判横、片面印刷、3枚以内）

(オ) 業務費内訳書（積算書）（様式自由、A4判、片面印刷、必要枚数）

イ 企画提案書等の提出

企画提案書等は提出期限までに事務局へ持参または郵送（特定記録、期限必着）により提出すること。

11 企画提案の審査

提出された企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和3年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査を行い、企画提案者の中から最も優れた者（以下「入選者」という。）を選定する。

(1) 事前審査

事前審査として企画提案書等による書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が4者以下の場合は、事前審査を省略し、すべての企画提案者

を事前審査通過とする。

事前審査の結果（事前審査を省略した場合を含む）は、企画提案者全員に文書で通知する。

(2) プレゼンテーション審査

事前審査を通過した企画提案者に対し、web会議形式（zoomを想定）によるプレゼンテーション審査を実施する。

ア 出席者

出席者は総括責任者を含め、4名を限度とする。

イ 説明時間

プレゼンテーション審査は1者30分程度（プレゼンテーション15分程度、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行う。

ウ 説明方法

企画提案者が行う説明は、企画提案書を用いて行うものとし、資料の追加や映像等の特別な機材等の持ち込み等は、一切認めない。

エ 実施等の通知

その他のプレゼンテーション審査の詳細については、別途通知する。

12 委託の相手方の選定等について

(1) 選定の考え方

実施委員会において、表1に示す評価基準をもとに評価を行う。

事前審査においては、表1の評価基準に基づき、提出された企画提案書等を評価することで、上位4者を選定する。

プレゼンテーション審査においては、表1の評価基準に基づき、評価点が基準点（満点の6割）を超えた企画提案者の中から、合計点数が高い順に契約候補者とする。

それぞれ同点の企画提案書があるときは、配点の高い項目を優先的に評価することとし、なおも同点である場合はくじ引きにより選定する。なお、プレゼンテーション審査には、事前審査の結果は引き継がない。

また、企画提案者が1者となった場合でもプレゼンテーション審査を実施し、基準点を超える場合に、入選者として選定する。

(2) 委託の相手方となる者

本業務は、原則として入選者（入選者と協議が整わない場合には次点の者）に委託することとし、その手続きは、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザルの性質上、提出された企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

(3) 選定結果の通知等

選定の結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。また、受託者名及び評価点は、前項(2)に定める契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。

(4) 選定結果に対する疑義の申し立て

選定結果について疑義があるときは、前項(3)の規定に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）以内に、事務局に対し、自らの評価について書面により疑義の申し立てをすることができる。

表1 評価基準

提案説明書との関係	評価項目	評価基準	配点
5(1) 実施方針	① 業務の実施方針	・業務を円滑に進められる十分な体制であるか ・地区の現状や課題を正しく捉えた上で、適切な業務プロセスを含んだ取り組み方針となっているか	20
5(2) 市有地検討	② 市有地の利活用に係る検討の企画案	・市有地における将来的な民間企業の参画を促すうえで、効果的な手段となっているか	20
5(3) まちづくり活動	③ 地域主体のまちづくり活動支援(機運醸成)の企画案	・当地区における現況やまちづくりの状況等を考慮した上での提案となっているか。 ・地域住民がまちづくり活動に興味、関心を持つ契機となるような取組、住民同士の繋がりがづくりや交流を促すような取組となっているか。	30
5(4) 独自提案	④ 独自提案	・業務の目的を達成するうえで有効となる独自の提案があるか	15
-	⑤ 類似業務実績	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があり、本業務に活かされているか	15

13 その他

(1) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- イ 提出した企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 企画提案等に係る著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。なお、企画提

案書等の内容等が、特許権など法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果及び生じた責任は、企画提案者が負うこととする。

エ 企画提案者は、本公募型企画競争の実施に必要な場合、企画提案書等を札幌市が利用すること（複製の作成を含む。）を許諾しなければならない。

オ 本業務の受託者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、企画提案書等を札幌市が利用すること（複製の作成を含む。）を許諾しなければならない。

(2) 失格要件

以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 本提案説明書に規定する参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合

イ 企画提案書等に虚偽の記載がある場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合

エ その他、実施委員会において不相当と認められた場合

(3) 企画提案に係る費用

企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

14 参考資料等

(1) 篠路駅周辺地区のまちづくりについて

http://www.city.sapporo.jp/keikaku/partnership/shinoro/p_shinoro.html

(2) 札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/senryaku/index.html>

(3) 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019

<http://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2019.html>

(4) 第2次札幌市都市計画マスタープラン

<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>

(5) 札幌市立地適正化計画

<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/>

(6) 札幌市都市再開発方針

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/hoshin.html>

(7) 篠路出張所における窓口サービス等の充実について

<http://www.city.sapporo.jp/shinoro/kyoka/shinorokinoukyouka.html>

(8) 平成28年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 調査報告書

(9) 平成29年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 調査報告書

(10) 平成29年度篠路駅周辺地区土地利用需要調査業務 調査報告書

(11) 平成30年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 調査報告書

(12) 令和元年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 調査報告書

(13) 令和元年度篠路駅周辺地区地域主体のまちづくり活動支援業務 報告書

(14) 令和2年度篠路駅周辺地区まちづくり推進業務 調査報告書

※ (8)～(14)については事務局（札幌市役所本庁舎4階）にて印刷したものを提供する
ため、提供を希望する者は事務局まで連絡すること。当該資料の取扱いに際し
ては、守秘するものとし、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。

以上